

介護予防通所介護及び第1号通所事業重要事項説明書

1 事業所の概要

名称	横浜市桂台地域ケアプラザ
所在地	横浜市栄区桂台中4-5
提供サービス及び 介護保険事業所番号	通所介護、介護予防通所介護、第1号通所事業 神奈川県1473500054号
管理者及び連絡先	所 長 勝呂 朋子 電 話 045-897-1111 F A X 045-897-1119
サービス提供地域	栄区全域

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	一元的に業務を管理します。	1名(常勤兼任)
生活相談員	ご利用者等からの相談に応じ、利用申込の調整 や介護予防通所介護計画及び第1号通所サー ビス計画を作成します。	1名(常勤専任) 2名(常勤兼任)
看護職員	ご利用者の健康状態を把握し、ご家族に対し介 護方法の指導等を行います。	3名(非常勤兼任)
介護職員	入浴、食事及び排泄等の介護を行い、事業所へ の送迎を行います。	17名(常勤専任1名、常勤兼任2 名、非常勤専任14名)
機能訓練 指導員	看護職員が兼務し、医療的な立場から機能訓練 のプログラムを作成し、ご利用者に対し必要な 指導を行います。	3名(非常勤兼任)

3 業務日、業務時間及びサービス提供時間

業務日	月曜日から土曜日(祝日を含む) ※年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業
業務時間	午前8時30分から午後17時30分まで
サービス提供時間	午前10時00分から午後4時00分まで

※1：道路事情や利用者人数によって、送迎時間が多少前後する場合があります。

※2：台風、降雪等により、ご利用者及び送迎の安全確保が困難であるときは、臨時休業又はサービス提供時間の短縮をする場合があります。ご利用者又はご家族に事業所から速やかにご連絡します。

4 サービス提供方針

- (1) ご利用者の意思を尊重し心身の状況その置かれている環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができること及びご利用者家族の負担を軽減することを目標に、介護予防通所介護計画もしくは第1号通所サービス計画を作成します。また、必要に応じてご利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、常にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて介護予防通所介護及び第1号通所事業サービスを提供します。
- (3) 職員の資質向上を図るため、採用時研修(採用後6か月以内)、定期研修(年1回以上)等の機会を設け、業務態勢を整備します。

(4) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。

(5) 事業者は、サービスの質の向上、業務の効率化及び職員の負担軽減を目的として、ICT及びAIなどを活用することがあります。活用にあたっては、個人情報保護関係法令及び法人規程を遵守し、利用者及び家族などの権利利益を保護するとともに必要な安全管理措置を講じます。なお、利用者に関する重要な判断については、ICT及びAIなどによる結果のみで決定することはありません。

5 サービス内容

事業所は介護予防通所介護計画もしくは第1号通所サービス計画に沿って、次のサービスを提供します。

(1) 生活指導(相談援助等) (2) 健康状態の確認 (3) 送迎 (4) 給食 (5) 入浴

6 利用者負担金

厚生労働大臣もしくは横浜市が定める基準によるものとし、別表「料金表」のとおりです。なお、サービス利用料金については、関係法令等に変更のあった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

7 サービスの中止

(1) ご利用者がサービスの中止をする場合は、速やかにご連絡願います。

連絡先：電 話 045-897-1111 / F A X 045-897-1119

(2) ご利用者の都合でサービスを欠席する場合には、サービス利用の前日午後5時までにご連絡ください。

(3) 前日までにご連絡がなく、当日キャンセルの場合は、別表「料金表」のとおりキャンセル料を申し受けることになります。ただし、ご利用者の体調急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

8 緊急時の対応

(1) サービス提供中に事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、介護予防支援事業者、医療機関等に連絡します。

(2) 災害が発生した場合は、防災計画に基づき、全職員が避難誘導を行うと同時に、速やかにご家族等に連絡します。災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者 庄司 晃洋 ）

(3) 防災訓練は、年2回以上実施します。消火器訓練及び通報訓練も年1回以上実施します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 栄区役所 福祉保健課	所 在 地	〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
	電話番号	045-894-6962
	ファックス番号	045-895-1759
	受付時間	9：00～17：30(土日祝は休み)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	障害者施設総合補償制度（公益財団法人日本知的障害者福祉協会）
	補償の概要	支払限度額 （身体）1名あたり100,000円 1事故あたり1,000,000円
自動車保険	保険会社名	日新火災海上保険株式会社
	保 険 名	新総合自動車保険
	補償の概要	対人、対物（無制限）人身傷害50,000（千円）等

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	相談員・主任 阿部 誠
-------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、担当職員のほか、次の窓口で対応します。

(1) 事業所相談・苦情窓口

連絡先	電 話 045-897-1111 / F A X 045-897-1119
担当者	(受付担当者) 阿部 誠 (実務責任者) 所長 勝呂 朋子
対応時間	月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで ローテーション勤務の都合上、不在場合があります。 ※年末年始(12月29日から1月3日まで)はお休みです。
その他	不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談受付記録」に記入し、担当者及び管理者(実務責任者)に引き継ぎます。

(2) 区役所

連絡先	栄区高齢・障害支援課 電 話 894-8547 所在地〒247-0005 神奈川県横浜市栄区桂町303-19
対応時間	月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)はお休みです。

(3) 横浜市

連絡先	横浜市高齢者施設等苦情相談等受付窓口運営事業（はまふくコール） 電 話 2 6 3 - 8 0 8 4
対応時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

(4) 神奈川県国民健康保険団体連合会（神奈川県国保連）

連絡先	電話 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7 / F A X 0 5 7 0 - 0 3 3 - 1 1 0 所在地 〒 2 2 0 - 0 0 0 3 横浜市西区楠町 2 7 - 1
対応時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。 ※神奈川県国保連は、介護予防通所介護に関する苦情に対応します。

(5) 第三者委員

大森 眞由美	防災を考える会・さかえ代表
麦倉 泰子	関東学院大学 社会学部現代社会学科教授
榎 正晴	社会福祉法人ル・プリ 法人本部事務局次長

1 4 運営法人の概要

名称	社会福祉法人訪問の家
代表者名	理事長 名里 晴美（なり はるみ）
沿革	昭和60（1985）年12月13日社会福祉法人認可 昭和60（1985）年12月19日設立登記（法人設立日）
所在地	横浜市栄区桂台中4-7
連絡先	電話 8 9 4 - 4 6 4 0（代表）
実施事業の概要	(1) 第1種社会福祉事業 ・知的障害者通所更生施設の設置経営 (2) 第2種社会福祉事業 ・身体障害者デイサービス事業の受託経営 ・知的障害者デイサービス事業の受託経営 ・身体障害者相談支援事業の受託経営 ・身体障害者居宅介護事業の受託経営 ・知的障害者居宅介護事業の受託経営 ・児童居宅介護事業の受託経営 ・老人居宅介護事業の経営 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人介護支援センターの受託経営 ・知的障害者短期入所事業の受託経営 ・知的障害者地域生活支援事業の設置経営 ・多機能型拠点の設置経営
事業所数（29事業所）	地域ケアプラザ（2事業所）、知的障害者更生施設（2事業所）、多機能型拠点（1事業所）、地域活動ホーム（2事業所）、グループホーム（12事業所）、診療所（2事業所）、居宅介護・訪問介護事業所（1事業所）

15 その他

(1) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

【説明確認欄】

介護予防通所介護及び第1号通所事業契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について説明し文書を交付しました。

令和 年 月 日

(事業所) 所在地 横浜市栄区桂台中4-5
 名 称 横浜市桂台地域ケアプラザ

説明者 _____

介護予防通所介護及び第1号通所事業契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

(ご利用者) 住所

氏名

(上記代理人：代理人を選任した場合、委任状別添)

住所

氏名

(立会人) 住所

氏名

※「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などにご利用者の立場に立って事業所との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。

なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

介護予防通所介護及び第1号通所事業料金表

1 介護報酬に係る費用(利用者負担1割)

※端数処理のため目安となる額を表示しています

項目	区分		単位数	利用者負担 (1割) : 円	備考
(1)基本額 一般型	要支援1 要支援2 事業対象者		1, 7 9 8 3, 6 2 1	1, 9 2 8 3, 8 8 2	但し、第1号通所事業・要支援2かつ週1回程度利用の場合のみ要支援1の料金に準ずる。
(2)加算額	サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1	2 4	2 6	※1月につき
		要支援2 事業対象者	4 8	5 2	但し、第1号通所事業・要支援2かつ週1回程度利用の場合のみ要支援1の料金に準ずる。
	生活機能向上連携加算Ⅱ	要支援1 要支援2 事業対象者	2 0 0	2 1 5	※1月につき
	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ		(1).(2)の単位数の合計に11.8%が加算されます。		
利用者負担金の 計算方法	・ 単位数(基本額+加算額)×10.72円(横浜市の地域加算)=利用料A(10割) ・ 利用料×0.9＝国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て) ・ A－B＝利用者負担金(月単位で計算し、端数処理します)				

- ・上記の利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
- ・事由によっては日割り計算により利用料金を算出する場合がございます。
- ・利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、その超えた分が全額自己負担となります。
- ・介護保険料の滞納があった場合は、滞納期間により支払い方法や利用者負担金が変わります。

2 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
食費	1食あたりの食材料費及び調理費	850円 (おやつ代含む)

3 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
個別レクリエーション費	通常のプログラム以外に行う特別なレクリエーションにかかる費用 (生け花、手毬、刺子等)	実費

4 介護用品・衛生材料費、送迎費等

項目	内容および利用者負担金
介護用品	リハビリパンツ150円、フラットオムツ100円、オムツパット50円、布パンツ200円(各1枚)
衛生材料	ワセリン50円 (容器あり100円)、フィルム剤 (幅太10cm100円、幅細10cm50円)、包帯100円、ネット包帯50円、湿布50円、優肌絆 (太巻300円、細巻200円)
送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。(片道分1kmごとに35円)

5 キャンセル料

1)キャンセル料は次のとおりです。ただし、ご利用者の体調急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。キャンセル料は、利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

時期	キャンセルの扱い	キャンセル料
当日キャンセル	利用当日の10時30分までにご連絡がない場合	食材料費（850円）

6 料金の支払い

- 1)料金は原則としてサービス利用の翌月27日に、ご指定口座から引落としとなります。
2)代金回収事務は、（株）浜銀ファイナンスに委託しています。

上記料金に同意します。

（事業所） 所在地 横浜市栄区桂台中4-5
名 称 横浜市桂台地域ケアプラザ
所長 勝呂 朋子

令和 年 月 日

住所

氏名

（続柄 ）